

# 秦漢時代の大内と少内

山田勝芳

## 序 問題の所在

秦漢時代の財庫<sup>(1)</sup>を考える場合、漢代諸史料に散見される大内と少内という財庫官署をどのように考えるかが大きな問題となる。とりわけ一九七五年一二月に発掘された湖北省雲夢県睡虎地一一号秦墓出土の法律関係竹簡中に大内・少内が見い出されるに及んで、多くの研究者の注目するところとなった。

漢代の大内と少内については、つとに大庭脩氏が「大府と少府、大内と少内というように対比すると、少内は少府の収入全体を主るような官であるかもしれない」としつつも、結論としては少内を少府掖庭令の所屬とした<sup>(2)</sup>。これに對して私は左・右、大・少(小)という中国に普遍的な對の觀念に注目しつつ、大内Ⅱ都内と考へ、漢初、治粟内史の大内に対して少府の御府を少内とも稱したものと考へ、

更にこの大内と少内は既に秦代に存在し、且つともに少府に所屬し、大内は賦斂収入を収蔵したものと推測した(拙稿「漢代財政制度に関する一考察」『北海道教育大学紀要』第一部B、二三—一、一九七二年。以下拙稿Aとする)。次いで秦の財政機構図を作成し、少府所屬の大内と少内の位置をより明確化することを試みた(拙稿「漢代財政制度麥革の經濟的要因について」『集刊東洋学』三一号、一九七四年。以下拙稿B)。

これらは絶対的史料不足の故に推測に頼るところが甚だ多いものであったが、幸い前記一九七五年発見の秦簡によつて、秦代の大内と少内という財庫官の存在そのものが実証されたのである。そしてこの時から、秦簡そのものから帰納される大内・少内の性格は如何、それと漢代の大内・少内との關係は如何、あるいは秦代・漢代兩者を通じて檢討を加えた場合どのように理解できるか、という問題の立て

方を要請されることになった。秦代における大内・少内の存在を最初に予想した者として、秦簡の公表以後私もこの問題の検討を行ったが、先の推測を大きく変える必要はないものの、秦の官僚機構の変遷そのものを説明しないと眞の解決にはならないと考えた。

その後、一九七八年のフルスウェ氏の研究を経て、一九八〇年代に至り、大内・少内をめぐる議論は活発になった。中国では、于豪亮氏が、漢初、治粟内史は穀物を、大内は財貨をそれぞれ掌った、一方漢代の少内は中央の少府掖庭に所属するものと、地方の県のものがあり、鄭玄「周礼」注の「少内」は後者である、秦の大内は金鉄銅などの金属収蔵機関で国庫ではないし、少内は県の公金を収蔵する県少内と、中央の国庫たる少内があったとした。また楊寛氏は大内は内史（主に田租を掌り、それ故後に治粟内史となる）の管掌下であり、衣服・公器等の収蔵を掌り、それに對して少内は即ち少府であるとした。日本では工藤元男氏が、内史、大内・少内と少府、及び都官をめぐる一連の研究を発表し、その中で拙稿A・Bに對する批判も行っている。その要旨は次の如くである。

秦簡によれば、内史は漢代国家財政担当の治粟内史の職掌とほぼ同じであり、六国統一後、即ち始皇二十六年（前二二一）後に再編され、京師地区を担当する内史と、太倉と

大内を有する治粟内史に分れた。そしてこの内史再編期に少府もまた形成された。また、秦の少内は県の公金出納を掌る財庫官であり、更に県と同レベルの地方行政単位たる都に置かれた都官にもあったが、ともに中央の大内によって直接監督されており、中央に少内はなかった。漢代では逆に少府掖庭の中央の少内だけが、地方にはなかった。従来地方の郡県の少府・小府・少内の存在を証するものとされてきた諸史料は全て依ることができない。山田が秦代の大内は少府に所属したと推測する際に依拠した「淮南子」汜論訓の文はレトリックであり、本来的には治粟内史に賦斂が納入されたのであるし、また少内と御府を同一視できない。

この工藤氏の見解とは別に越智重明氏も漢代の大内について述べている。氏は漢代財政史に對する独自の見解と独自の史料解釈に基き、治粟内史（大司農）所属の都内と、少府所属の大内は別のものであり、後漢代に財政が一元化された時、ともに国家財政の蔵となり両者は同じ性格になったとする。この工藤・越智両氏の見解と私見に對する批判を読んだ時、直ちに批判を加えることを考えたが、前述した秦代官僚機構の変遷に對する私見を述べないならばあまり生産的な議論とはならないと思ひ、今日まで遷延した。この間、いくつかの新史料が得られたし、また関係史料を

精査することによって拙稿A・Bを補訂する必要も強く感ずるに至った。史料の絶対的不足という状況は秦簡出土以後も変らないのであり、多くを推論に頼らざるをえないのであるが、大内・少内、及び少府・内史に対する現段階での私見を得たので、特に工藤氏の批判に答えつつそれを次節以下で展開してみたい。

### 一 問題検討のための前提

以下に行う論述においていわば定点となる事柄を四点ほど挙げておきたい。第一は漢初の治粟内史が国家財政を担当する、全国の穀と貨を掌る官であったということである。拙稿Aで既に述べたことであるが、以下の論述に必要なため、改めて確認しておきたい。景帝後元年(前一四三)、治粟内史は大農令に改められるが、宮崎市定氏は治粟という名称に注目して、これ以前は治粟内史が田租を、治粟都尉が賦斂を掌っていたとした<sup>(9)</sup>。しかし『史記』卷五六陳平世家で、即位(前一八〇)直後の文帝の「天下一歳決獄幾何」「天下一歳錢穀出入幾何」という問いに対して、陳平は

陛下即問決獄、責廷尉。問錢穀、責治粟内史。

と答えており(『漢書』卷四〇も同文)、これによって文帝初年の治粟内史が天下の錢穀を掌るものであったことは明

らかであり、且つこの錢は賦錢を中心とし、穀は田租と公田収入を中心とするものであったことは動かないし、全国の裁判を担当した廷尉の性格とともに国家財政担当官としての治粟内史の性格を明言したものと云わねばならない。因みに治粟都尉は高祖元年(前一〇六)、韓信が短期間任命されており、ほぼ同時期に棘丘侯襄が治粟内史であった。

この治粟都尉は軍糧調達のために設置された臨時的軍官であり、のち武帝代に桑弘羊が元封元年(前一〇〇)治粟都尉領大農となるまで見えない。大農中丞(千石)であった弘羊を直ちに大農令(中二千石)に超遷させるには抵抗もあり、そこで二千石の治粟都尉に任命し、大農令事務取扱いとしたのであろう。要するに中二千石の治粟内史は漢初から錢穀を担当する官であったのである。

第二は大庭脩氏の指摘する漢代における少府の演化作用である<sup>(10)</sup>。氏は、少府は君主の家政機関として最も古く且つ中心的なもので、そこから多くの官庁が分化したのであり、漢代を通じてこの演化作用が進んだとした。『漢書』卷一九上「百官公卿表上(以下百官公卿表上とする)」において少府からの移管を明記するもののほか、水衡移管の多くは少府諸官から苑内の範圍を限って権限を分割移譲されたものであり、更に後漢に至って、文属という形で文簿上は多くの属官があるものそれらは事実上皇帝直屬であり、少

府直屬の職屬の官はわずか四官にまで減少するのであり、<sup>(13)</sup>漢代における少府の演化という事実は動かし難い。これに基けば、漢の直前、即ち帝國時代の秦の少府が巨大官庁であったことは自明であるし、少府が如何にして形成されたのかを問題にしなければならない。

第三はこの秦の少府の権限に関わる『淮南子』卷一三氾論訓の

秦之時、高為壘樹、大為苑囿、遠為馳道、鑄金人、發適成、入芻粟、頭會箕賦、輪於少府。

という文の理解である。<sup>(14)</sup>私はこれに基いて秦代賦斂は少府に収納され、それを所藏したのが大内であったと考えた(拙稿A)。これに対して工藤元男氏は、「本来治粟内史に入るべき賦斂を少府に入れて私利を貪ったとしてその暴虐ぶりを強調」したものでレトリックとして使われていると私見を批判した(工藤A)。最後の「輪於少府」を除いて、拙稿Aで引用した『史記』卷一一八淮南王安列伝の伍被の言、同卷八九張耳列伝のほか、同卷八七李斯列伝の李斯の言、『漢書』卷二四上食貨志上などいずれもほぼ同文で、秦の暴虐な賦斂徵取、宮殿等造営を述べており、秦の暴虐ぶりを強調するためにわざわざ「本来治粟内史に入るべき賦斂を少府に入れ」たというレトリックを用いる必要はない。とりわけ『淮南子』編纂に最大の役割を果たしたとされる伍

被の言中にも、その秦の無道ぶりを述べる時そのようなレトリックを用いていないのであり、むしろ伍被など『淮南子』の編纂をした人々は、事実として秦代少府に賦斂が納入されたことを知っていたが故にそれを加えたものと考えるべきである。従って秦代賦斂は少府に本来的に納入されていたと考えて何らさしつかえがない。漢初及び秦代の将作少府の経費は少府が支弁したと考えられ(拙稿A)、賦斂の多くは将作少府の手になる大土木工事に費消されたのである。

第四は秦の少府の存在が秦王政の初年に溯ることが確認される新史料の存在である。袁仲一氏によると<sup>(15)</sup>

① 秦王政五年(前二四二) 呂不韋戈。

五年、相邦呂不韋造。少府工室鄰、丞卨、工九。武庫。／少府。

② 秦王政一三年(前二三四) 少府矛。

十三年、少府工櫛。武庫受屬邦。

③ 少府矛。

少府武庫受屬邦。

④ 秦王政一四年属邦戈。

十四年、属邦工□莖、丞□、□。

などの銘をもつ武器があり、①は秦王政五年に相邦呂不韋<sup>(17)</sup>の命で少府の工室が作造しそれを武庫に収藏したものであ

ること、③により武庫は少府に所属し、また②・③・④により武庫は属邦所属の工室製作の武器も受納したことなどがわかる。属邦は秦が設定していた異民族の居住区たる属邦を掌る官(漢は典属国)で、その下にも工室(工師・丞)が置かれていたのである。これらによって少なくとも秦王政五年に武庫と工室を属官とする少府の存在が明らかとなった。因みに武庫は漢代では中尉の所属であり、この改属もまた少府の演化によるものである。そしてこれらの史料によって、工藤元男氏の考える、少府の成立は六国統一期とする説が成立しないことが明瞭となったのである。

## 二 漢代の少府と少内

少内については前述の如く、大庭脩氏は『漢書』卷七四丙吉伝の「少内、掖庭主府藏之官也。」という顔師古注に従い、

少府―掖庭令―少内丞―少内番夫

という統属関係のある宮中の財庫とし、工藤元男氏もそれに従った(工藤B)。またフルスウェ氏は顔注を支持しつつ、鄭玄『周礼』注をも参照し、少内は金銭を出納する財庫であり、それは中央・地方を問わず財務に関わる全ての機関に置かれたが、これら各機関の少内は、景帝中六年(前四四四)、治粟内史の下の大内が二千石となるとそれに従属

したと考えている。このうちフルスウェ氏の説は、『史記』卷一孝景本紀中六年の

更命廷尉為大理、將作少府為將作大匠、……大行為行人、奉常為太常、典客為大行、治粟内史為大農、以大内為二千石、置左右内官、属大内。

とある大内所属の左右内官は、少府↓主爵↓宗正と改属される内官ではなく、右の多くの官庁に置かれた少内を指すと考えたことによる。この少府所属内官の変遷については既に拙稿Cで述べたが、内官は武帝の建元五年(前一二六)とみられる銘を有する熏炉<sup>21</sup>に見え、それには単に「内官」とのみあって「左」「右」はない。この時点ではまだ内官は少府所属であった可能性があり、最終的には宗正から廷尉に改属された少府の内官は、大内の左右内官とは別のものとすべきであり、この点フルスウェ氏の理解は正しい。しかし後述の如く少内が多く機関に置かれたという指摘は正しいものの、この記事で明確に「左右内官」としているものを「諸々の少内」と読み替えることはできない。百官公卿表上では大農令への改名は景帝後元年(前一一四三)であり、「大行為行人」には錯誤があると思われる、疑問のある史料ではあるが、大内という官がこのとき二千石とされ、左右内官を置いてそれに所属させた、という事実は残るものと思う。

ところで大庭・工藤両氏の少内に対する理解は、次の

『漢書』卷七四丙吉伝の少内番夫と、前引顔師古注によつてゐる。

元帝時、長安士伍尊上書言、臣少時為郡邸小吏、竊見孝宣皇帝以皇曾孫在郡邸獄。……既遭大赦、吉謂守丞誰如、皇孫不當在官、使誰如移書京兆尹、遣与胡組俱送京兆尹、不受。復還。及組日滿去、皇孫思慕、吉以私錢贖組、令留与郭微卿並養數月、乃遣組去。後少内番夫白吉曰、食皇孫、亡詔令。時吉得食米肉、月月以給皇孫。

この事件と関係する記事は同卷八宣帝紀、同卷九七上外戚・衛太子史良娣伝などにも見られる。顔師古の注は宣帝紀の「後有詔掖庭養視、上屬籍宗正」という文によつて解釈したものと思われるが、『漢書』本文そのものについた時、そのように解することはできない。この士伍尊はかつて郡邸の小吏であつたが、丙吉が宣帝病已を養育したことを身近かに見聞し元帝代にそれを上書したのである。

さて征和二年（前九一）の巫蠱事件の後、五年目の昭帝即位（前八七年二月）直後の六月の大赦で病已が罪を赦されると、治獄使者丙吉は正式に皇曾孫としての待遇を得るために、即ち屬籍を得るために長安地区の長官である京兆尹に証明し宗正に上申することを求めた文書を、大鴻臚所屬郡邸（長丞）の正式文書として守丞の誰如に発給させ、同時に病已も遣したが、京兆尹府はそれを受け付けなかつた。

そこでまた郡邸に還つたが、胡組の勞役刑の日数が尽き、去るべき時に至るや、丙吉は彼女を私錢で雇ひ、留まつて郭微卿とともに病已を養育させた。ところがそのうち少内番夫が「食皇孫、亡詔令」と言つたので、以後丙吉がその食費を負担した。つまり丙吉が自費で食費を負担する前は郡邸が負担していたものと考えねばならない。郡邸の獄に囚監された囚人に食物を支給するのは当然である。しかし今や大赦に會つて罪人でなくなつた者に食物を支給することは特別の命令が無い限り規律違反である。そこで郡邸の少内番夫が丙吉に言い、吉はその言い分を認め、私費で食費を賄つたのである。

師古注にとらわれずに本文についてみるならば、この少内番夫は郡邸の財務担当官であるとすべきである。工藤氏のように、丙吉はこの間政府で曾孫を養育してくれと申し出、政府の責任者たる少内番夫が養育はできないと答えたとするならば、これ以後直ちに丙吉が私費で養育したことを説明できない。また治獄使者丙吉の要請に対して百石乃至斗食吏の番夫が答えるのはおかしく、役所として正式に答える筈である。

この郡邸は百官公卿表上、典客の条によると、漢初は少府所屬で郡邸といふ官名であつたが、中尉↓大鴻臚と改属したものである。各諸侯王国及び各郡は長安に國邸・郡

邸を置き、邸をあずかる守邸を置いていた。郡国邸はこれら長安中の各郡国の邸を管理する役所でここに獄もあつたのである。これが大鴻臚に改属したのは太初元年(前104)と思われる。この年大行令から改名された大鴻臚は列侯をも管轄し、王・列侯以下の爵を掌るようになり(拙稿C)、王国の弱体化ともあいまって郡邸と改名した上でそれを属官としたのであろう。また陳直氏が指摘する「清河邸少内鼎」があり、これは清河郡乃至清河国の邸の少内鼎ということになろう。つまり王乃至太守が長安滞在の時はその官府ともなる邸に少内があり、日常的には守邸の下にあつたことを証するのである。

かくの如く、拙稿Aで宮中の財庫官と解したこの丙吉伝の少内は郡邸の少内としなければならず、この点改めねばならない。そしてこの例から推せば中央の各官庁や長安の邸に財務に関わるか否かに拘わらず、少内が置かれていたことを知りうるであらう。

地方の少府・小府・少内の例については嚴耕望氏が史料を網羅しているが、これに若干を加えて以下に列挙する。

① 隋・蕭吉『五行大義』卷五第二二「論諸官條」に引用された劉向『洪範五行伝』・翼奉注。

洪範五行伝云、……辰為少府。金銅錢布。

翼奉云、……脾之官功曹、……功曹以小府為府、与四曹計義。

小府亦与四府則用。故小府主出納、倉主餽種。

② 『漢書』卷八九循吏・文翁伝。

景帝末為蜀郡守、……乃選郡縣小吏開敏有材者張叔等十余人、親自飭厲、遣詣京師、受業博士、或學律令。減省少府用度、買刀布蜀物、齎計吏、以遺博士。「師古曰、少府、郡掌財物之府、以供太守者也。」

③ 居延漢簡(原簡番号のみを記す)。

(a) 三月丙午、張掖長史延行太守事・肩水倉長湯兼行丞事、下屬國・農・部都尉小府、臬官。承書從事、下当用者、如詔書。/守屬宗助・府佐定。(100・331)

(b) 具移所付小府候長積□□府錢數□□□。(八・八)

(c) 二千石□賦見為劾印章曰 広徳内史章小府。(113・一八)

(d) 言小府当償貴、小府下所移、以君仲拜召□。(145・36、145・24、317・4)

(e) 候長龍輔千二百裏九百卅小府□。(68・73)

④ 『金石萃編』卷一〇「蒼頡廟碑」碑陰。

五官掾高陵□□千

……

少府史(下欠)

⑤ 『隸釈』卷七「竹邑侯相張壽碑」。

君下車、崇尚儉節、躬自菲薄、儲備非法悉無所留。并官相領、

省倉□小府御史。朝無姦官、野無淫寇。

⑥ 『三國志』卷二六田豫伝注引『魏略』。

豫得賜、分以其半、藏小府。後胡復來、以半与之。

⑦ 『文物』一九八五—六、四一頁、漢魏期の遼陽北園壁

画墓の題に「小府史」あり。

⑧ 『漢金文錄』卷四「成山宮渠斗」。

成山宮銅渠斗、重二斤、神爵四年卒史任欣。  
杜陽右尉司馬賞・熒少内佐王宮等造河南。

これらの史料に対して工藤元男氏は(工藤B)、①はよるべき史料ではない、②は(中央の)「少府の用度を減省せんとして」と読み、博士は当時少府所屬であつたとし、③はいずれも地方の小府であることを論証できない、④は後漢末の三輔の県に「少府史」があつたことを示す、⑤は侯家の家吏ではないかとした。しかしこの理解には従うことができない。まず④は、衛県令孫羨が桓帝延熹五年(一六二)着任し、左馮翊劉府君に謁した際に話題になり立てた蒼頡廟の碑で、その次第及び衛県の官属・三老等の出捐者名は碑の右に、そして正面には蒼頡とともに劉府君の徳も讃え、碑陰から碑の左にかけて、左馮翊属官の出捐者名が並び、この「少府史」は碑陰にあるのであるし、その序列からみても明らかに郡の属吏である。郡の属吏は本郡内に本籍を有する者を任用するのが原則であり、「少府史」の下にあ

る筈の県名はその本籍県であつて、その県の少府史ではない。即ちこの史料は工藤氏の結論とは異なつて、明瞭に郡府に少府が置かれていたことを示すのである。また⑤は侯国相として赴任した張寿(靈帝建寧元年、後一六八卒)が併官省職を行い、倉官と小府及び相侍従の御史を削減したものである。列侯の家吏を相が省くことは簡単ではなく、これは明らかに県令長と同格である侯国相の属官としなければならぬ。従つてこの④・⑤だけによつても、後漢代の地方官庁に広く少府・小府があつたことを証しうるのである。

次に③の(a)を検討する。これは大庭脩氏が復原した、元康五年(前六二)二月に中央から詔書を下し、張掖郡がそれを受けてその管内の各官に下し、更に末端の肩水候官が下したもののうちの一簡である。張掖太守府(二千石)から管内の属国都尉(典属国所屬。比二千石)・農都尉(大司農の指揮下。比二千石)・部都尉(太守所屬。比二千石。張掖には日勒・居延・肩水の三都尉)の小府、及び郡直属の各県に下したものである。従つてこの小府は中央のものでありえない。この「小府」を大庭氏は「張掖太守府を指すか、肩水倉を指すか不明」とする<sup>30)</sup>。しかしこの詔令は太守府管内の各官に伝達されるべきものであり、郡直轄である県を除いては、各都尉府に下達すれば各官が管下の官に下達すべきもので、この下達の対象の中に張掖太守府その



ものを含めていたとは思われない。また厩水倉長が郡丞を兼任しているにしても、この郡内全域に下す公文書中にいわば謙辞的に「小府」という言葉で自らの官府を表わすとも思えない。とすればこれは各都尉府の小府と考えねばならない。ここで考えるべきは、

張掖太守福・庫丞承熹兼行丞事、<sup>(本)</sup> 敢告張掖農都尉・護田校尉府卒人、謂県、……(四・一)

など、居延漢簡中で太守府から都尉府などに下達される時に用いられる「卒人」である。これについて大庭氏は「兵卒個々」あてと解している。<sup>(33)</sup>しかし「論衡」卷一二謝短篇の

兩郡移書曰敢告卒人、兩県不言、何解。

や、秦律十八種伝食律(二四六・二四七簡。一〇一・一〇二頁。F八三・八四頁)<sup>(35)</sup>の

御史・卒人使者、食糲米半斗・醬鬲分升一、<sup>(四)</sup>采葵、<sup>(五)</sup>給之韭葱。

という例を見ると、漢の場合には少なくとも比二千石以上の高官の身邊の侍官を指し、それ故文書においては直接高官を指称するのを避けるためにその侍官あてにしたと考えられ、これと全く同形式の(a)の場合も、これら高官の官府中で長官府のみならず長官個人の生活の財までも支弁した可能性のある、長官に身近かなものであった小府あてにし

て、直接の指称を避けたのである。そのほかの(b)以下いずれも中央の少府とは認め難く、これら太守・都尉・県などの小府を指すと考えねばならない。居延漢簡では中央の少府の場合は「少府中常方」「少府余」(一八・五)、「長信少府丞」(四一・二二)の如く「少府」を用いており、中央の少府(中二千石)・長信少府(二千石)を除く各官庁の少府の場合は「小府」を用いることが多かったであろう。

⑧は神爵四年(前五八)、右扶風の卒史と管下の県である杜陽県の右尉、熒県の少内佐等が河南で製作させた成山宮銅斗である。これにより前漢代の県にも少内があったことと、少内佐の存在を知りうる。更に⑥により魏の烏丸校尉府に小府があることがわかり、これは漢制を継承したものと考えられる。また④・⑦の例により、少内・小府の官としては、少内番夫・佐の場合と、小府史(佐?)の場合とがあったものと思われる。

以上、漢代郡県などに少府・小府・少内が存在しなかったとする工藤氏の説には従うことができないことが明確になったものと思う。それ故②も無理な解釈をせずに、太守府の少府の用度を節約して浮いた分を博士に遣ったとしてよいし、①はかなり観念化されたものであるにしても漢代の実情を踏まえたものであるとしなければならぬ。そしてこれらによってほぼ少内∥小府∥少府としるのであ

このように漢代においては中央・地方を問わず、令（千石〜六百石）・長（五百〜三百石）クラス以上の自己の役所がある官や、長安の各郡国の邸などには皆少内（少内）少府（少府）少府があり、少内名を用いる場合には番夫と佐、少府（少府）少府名の場合には史（と佐？）が置かれていた。「周礼」天官職内疏引王隆「漢官」胡広「解詁」の「倉庫少内番夫之属」もこれらを指したものであろう。かくの如く少内が置かれた官庁の数が多いために、陳直氏が指摘するように半通の「少内」印が多いのである。半通印は百石の官秩を有する者が用いるのであり、斗食吏の番夫は使用できなかつた。従ってこれらの官印は有秩の少内番夫のものである。

### 三 秦の大内と少内、及び内史と少府

秦の大内は秦律十八種金布律中に見える。

① 県・都官以七月糞公器不可繕者。有久識者、靡宏之、其金及鉄器入以為銅「鉄」。都官輸大内、「大」内受買之、尽七月而贖。都官遠大内者、輸県、県受買之。糞其有物不可以須時、求先買、以書時謁其狀内史。凡糞其不可買而可以為薪及蓋藪者用之、毋用乃燻之。金布。

（一五三〜一五五簡。六四頁。F五三・五四頁）

② 受衣者、夏衣以四月尽、六月稟之。冬衣以九月尽、十一

月稟之。過時者勿稟。……「県」已稟衣、有余褐十以上、輸大内、与計儻。都官有用□□□其官隸臣妾春城且毋用。「都官」在咸陽者、致其衣大内、在它県者、致衣從事之県。県・大内皆聽其官致、以律稟衣。金布。（一五七〜一六〇簡。六六頁。F五五頁）

金銭布帛及び金属・諸公器に関して規定した金布律中にあって、大内は秦都咸陽にあった、これらを管掌した独立の官庁で、その職務は内史の統制下にあった。①・②に見える都官についての工藤元男氏の見解（工藤C）は序で述べたが、この問題の検討を行っておく。これについて江村治樹氏は「都官は中央京師の諸官府を指すとともに、その地方出先機関をも指す用語ではなからうか」としており、これがより妥当なものと思われる。「漢書」卷四文帝紀元年（前一七九）三月の条に「二千石遣都吏循行」とあり、新出居延簡に「二千石遣毋害都吏」(EJ.T.1.1-3)とあり、この都吏が具体的には督郵などを指すにしても、この「都」は郡中央という意味と考えられる。同様に首都は全国の中心であり、また王都は王国の中心であるから、ともに中央官を「都官」と称したのであろう。漢代では中央及び王国の中央官を都官とし、郡などの場合は都を用いても都官とはしない、という使い分けがなされていたと思われる。秦律十八種倉律の

一宦者・都官吏・都官人有事上為將、……。 (一一一簡。四六頁。F四三・四四頁)

には五六一簡 (二三三頁。F一七六頁) の法律答問をも参照すると、中央任命の二百石以上の官や都官の吏・人が朝廷の職務として將送を行えば云云、とあり、彼らは勤務地の県 (居県) から食料を支給されていたのであり、明らかに地方官ではない。都官は広く中央官と解すべきであり、中央官の地方出先機関のみならず、咸陽以外に置かれた独立した中央官も都官と称されたのである。要するに大内は咸陽及び近県所在の都官の衣服・銅鉄・錢布等を収蔵統轄し、各県余剩のものをも収蔵した中央財庫であった。

少内については金布律、法律答問、封診式に次のように見える。

① 県・都官坐效・計以負<sup>(負)</sup>賞者、已論、番夫即以其直錢分負其官長及冗吏、而人与參辨券、以效少内、少内以収責之。

……金布。(一四七・一四八簡。六一頁。F四九・五〇頁)

② 『府中公金錢私用之、与盜同法。』<sup>(可謂)</sup>府中。●唯県少内為府中、其它不為。(四〇二簡。一六五頁。F二一九頁)

③ 告臣。……令少内某・佐某以市正賈<sup>(賈)</sup>丙丞某前。丙中人賈若干錢。……。(六一七・六二二簡。二五九頁。F一九三・一九四頁)

②・③によって県に少内 (少内番夫―佐) があり、公の金錢を収蔵していたこと、①によって都官にも少内があったことがわかり、前節で検討した漢代の少内―小府―少府の例に照らせば、中央・地方を問わず各官庁に置かれていたと考えてよい。②を工藤氏は「県以外の少内は府中とはいわない」と解するが (工藤B)、秦律十八種内史雜に「臧府」と「書府」がある如く (二六五・二六六簡。一〇九頁。F八九頁)、器物錢物収蔵の財庫を藏府と總稱しており、各官に少内のほかにも府があったから、律本文の「府中」の定義を質問したのである。そしてこの少内―府中によって、少内を少府・小府とも称するに至ることのごく自然なことを理解できよう。なお各官庁の少内が中央の大内の直接的監督をうけていたとは認められない。あくまで県・都官の各官の財務全般に対する責任は各長官が負ったのである。

問題は中央の財庫に大内と対比しうる少内があったか否かである。秦律は内史地区の県や都官を対象にしたものが多く、中央諸官については具体的に知ることができない。

しかし秦律雜抄に「大官・右府・左府・右采鉄・左采鉄」

(三四九―三五五簡。一三八頁。F一一二頁。但しFはど

うしたことがこの一文を欠く) という官名が見られ、この

うち大官は漢代の少府所屬の太官と同じものと思われ、右・

左采鉄は采鉄担当官で、冶鉄を担当した右・左冶鉄官とと

もに同じく少府所属であったと思われ、この右府・左府も少府所属であった可能性が高い（秦は右が上で、左が下）。この「府」は財庫の意味であり、戦国各国の府の例に照らせば、器物製作を行う工房も備えていたであろう。そして以下の如く考えればこの少府所属の右府と左府こそが、大内に対比しうる少内であったとしてよいのである。

封診式「穴盜」(六五三―六六三簡。一七〇―一七二頁。F二〇二・二〇三頁)に、建物の正堂・正室の意味で「大内」が使われている。四合院式など中国建築に普遍的な左右対称性を考慮にいれると、建物の中心的建築物が大内と呼ばれ、その左右の廂や序などの建物を少内とも称した可能性が高い。中央・地方の少内が置かれた各官庁にあっては、長官が執務する正堂が大内であり、その両側の建物のうちの一つが財庫とされたから大内に対して少内と称し、官名となった。一方秦王の財庫が宮中に建築された時、その中心的建築物が大内とされ、その左右のものを少内と称し、やがて大内と少内が王の公的財物と私的財物をそれぞれ収蔵するという機能分化を起こし、大内・少内が官名化し、それぞれ独立の官庁となった。更に収蔵量の増大に伴い、王の私的財物を収蔵した少内は、大内とは別に建物を作り(或いは逆に大内を別の建物にし)、少内は本来の右・左二府制を維持していった。この大内・少内ともに秦の國

力強化が進むとともに一層の發展をみたと思われるが、その後の發展は内史と少府の問題に関係する。

内史は早熟的に王権と官僚機構を發達させた西周末、王の命をうけて冊命したり、三有司(司土・司馬・司工)とともに土地争いの審理に加わったりしており、王の下で文書を取扱う、三有司と並ぶ要官となっていた。正に王國維「觀堂集林」卷六「釈史」で「執政の一人」とするが如き存在であった。周東遷後、その故地に入った秦は周の遺制をうけ内史も置いたのであろう。しかし氏族制の強い、いわば封建的特権階層たる王族貴族が実権を握っていた時代は、單なる君主身辺の記録官文書担当官に過ぎず、歴史の表面に現われなかった。商鞅の改革(前三五九、三五〇)以後、法治を旨とし、法に基く文書行政が重要になるとともに、内史はその地位を向上させ、西周末の内史の段階から更に一層重要なものとなった。それを明瞭に示すのが一九七九―一九八〇年發掘の四川省青川県第五〇号墓發見の所謂青川田律木牘である。これは武王二年(前三〇九)に丞相の甘茂と内史の匿に田律の更修を命じ、定めたことを示すものであるが、注意しなければならないのは、この下命の形式が後の丞相・御史(大夫)への下命形式と同じであるという点である。これに注目すると、惠文王一〇年(前三二八)、相制がとられ、この武王二年以降右・左兩丞

相制を施く秦においては、内史は後の御史大夫とほぼ同じ地位を占めるに至ったと考えられるのである。辺境地区に置かれた郡が軍事のみならず行政機能をもって管内の県の上級官庁となるに従って、内史は丞相府の下、全秦の文書行政を統轄するとともに、本来の秦地である内史地区の行政長官でもあるという二重性をもつに至った。内政のみならず外交・軍事を掌握し、命書によって武器作造を命じえた丞相府に対して、内史はより内政に任じ、後の御史大夫同様政策立案起草も行い、且つ内史地区の県及び県工室（県と同格の工師・丞以下の官あり）を直属させ、本来的に独立の中央官である大内・太倉などの諸官を内政遂行に必要な限りその統制下に置いたのである。

秦王政が二三歳で即位した時（前二四六）実権を握っていたのは相邦呂不韋であった。彼は韓の陽翟出身の大商人であった。既述の如くちようどの頃から少府の存在が確認される。呂不韋が秦の政治に大きな影響を与えたことを考慮にいれば、彼によつて韓や趙の府であつて且つ武器や諸器製作に当たつた少府<sup>(49)</sup>の制が秦にもちこまれたと推測することはあながち的はずれではあるまい。しかも秦にはそれを受容できる条件があつた。王の私的な財庫として発展してきた府である少内の存在である。恐らくこの時、従来の少内を発展させて少府としつつも、旧少内をそのまま

残し少内―右府・左府とし、更に武器製作に当たる少府工室（工師・丞）及び武器を収蔵する武庫（令・丞）をも置いたのである。この少府という名称は上述の少内と府の關係からすれば、何ら秦人に抵抗感をいだかせなかつたであろう。

こうして呂不韋によつて作られた少府は、むしろ彼の影響力の強い、彼の権力基盤の一つであつたに違いない。秦王政九年（前二三八、一二歳）、嫪毐の乱が起り、毒側に加わつた衛尉・内史・佐弋・中大夫令などが皆殺された。そして翌一〇年には相邦呂不韋が罷免され、ほぼこの時点で秦王政の独裁体制が固まり、以後急激に六國統一に向つてゆく。この時に当たつて、一方では丞相府を中心とした官僚機構の整備を進めつつも、王の財力強化の必要性に対応して、少府を改めて王の直轄としその拡充を行った。この少府の拡大の過程で王身辺の宮中諸官はむろんのこと、衣服器物の製作収蔵、苑囿関係などの諸官を吸収していった。この過程で本来独立した官であつたと思われる佐弋も少府所属とされたのである。一方丞相府は官僚機構のトップにある官府として尊重され、巨大官庁となつた少府に対して大府とも称されたもの<sup>(50)</sup>と思う。

問題は漢代官僚機構とほぼ同じになつたのはいつからかということになる。古い形式の丞相・内史への下命に対し

て、二六年（前二二一）の統一段階では丞相・御史（大夫）に下命する形式をとっており（『史記』卷六秦始皇本紀）、この文書形式及び御史大夫設置はこれ以前に溯る。秦王政二〇年（前二二七）、南郡守騰が下した語書に「今法律令已具矣」（五六簡・一五頁）とあるのを参照すると、この二〇年乃至その直前に法制の整備がなされたことを知ることができ、この時期、急速に進んでいた統一に対応する体制の整備がなされ、その重要な一環として官制改革が行われたものと思う。この時に御史大夫が置かれ、下命の形式も右の如くなったのである。こうして御史大夫は副丞相であり、且つ御史中丞の下の侍御史により中央官を、監御史により地方官をそれぞれ監察し、更に御史丞の下の御史によって文書の起案及び行政文書全般を掌握したのであり、それ故丞相府と並んで御史府に律令図書が集中していたのである。このような御史大夫府の設置は当然内史の改編の結果である。内史地区の長官で且つ全秦の内政を統轄してきた内史は、領城の拡大、職務の繁劇化に伴い、もはやその二重性を維持できなくなった。ここに王側近の監察と文書（<sup>61</sup>）を担当した御史を拡大し御史大夫府をつくり、内史の内政の統轄者という役割を継承させたのである。そして内史は内史地区の長官となり、上卿の官秩から中二千石に格下げになった。<sup>(62)</sup> また内史は内政の統轄者として太倉などの倉もそ

の指揮下に置いていたし、秦王政元年以降鄭国渠によって四万余頃の耕地が造成され、この多くが公田となっていたという状況もあり、各地に滎陽の敖倉などの倉庫も置かれた。ここにこの官制改革に当たって、特に田租・公田を中心とする、米穀を一元的に扱う官庁が要請され、「治粟」の官で、且つ内史地区に公田が多いことと、旧内史の職務の一部をも継承したことから「内史」名をもつけた中二千石の治粟内史が設置されたのである。

一方王権を益々強化した秦王政は、この官制改革に当たって全財庫を少府に集中し、金錢布帛収入を独占した。独立した公的な財庫であった大内は少府所屬となり、賦斂収入はここに収蔵された。こうして少府は、米穀を扱う治粟内史に対して、金錢布帛などの諸財物を集中した財政官庁ともなったのである。また土木工事のために少府の指揮下に将作少府を置き、その費用を少府が支弁した。また少府所屬の少内||右府・左府は、王・皇帝御用の府であることから御府とも呼ばれ、やがてこれが官名化するが、大内に対して依然として少内とも称された。このような官制改革の中で新設された治粟内史は、公私兩財政にわたる少府に対してより公的財政担当官としての性格が濃いが、財政は未だ公私未分化の状態にあったと言つてよいであろう。

#### 四 漢代の財庫と大内・少内

漢の大内に関係する史料は前述した『史記』卷一一孝景本紀の文と、次の『漢書』卷六四上嚴助伝のものである。

越人名為藩臣、貢酎之奉、不輸大内、一卒之用、不給上事。

これについては越智重明氏が、この酎金は本来少府に入るものであるから、大内は少府属官であるとし、序で述べた如き理解を示している。その際、氏は『漢書』卷一八外戚恩沢侯表、陽城侯田延年「坐為大司農盜都内錢三千万自殺」の如淳注

天子錢藏中都内、又曰大内。

を「中都大内」と解し、また嚴助伝の応劭注

大内、都内也。国家宝藏也。

### 33 秦漢時代の大内と少内（山田）

を、後漢時代には大内と都内とが同じ国家財政の藏という性格をもっているから、「大内は都内と同じである。それらは国家の宝藏である。」（傍点は筆者）と解釈する。この両注の解釈は誤解あるいは読みこみすぎである。如注の「中」は宮中の意で、中某として官名の如く用いることがあるのであり、また応注は大内とは都内のことであり、それは国家の宝藏であるとしか述べていないのである。これは都内と大内が異なる、とする前提からくる無理と言つてよい。

都と大が通用する例は于豪亮氏が指摘する<sup>(54)</sup>『漢書』卷六三武五子・燕刺王旦伝の「又將軍都郎羽林」師古注に「都、大也。謂大會試之。」とあるもののほか、同卷九九下王莽伝下地皇三年（後二二）の条の「都匠」を挙げうる。これは漢の將作大匠を都匠としたものである。要するに大内↓都内の改名はごく自然に理解できるのである。

都内の初出は『史記』卷三〇平準書の

入粟帛官、而内受錢於都内。

であり、これは元光六年（前一二九）以降、元朔初年頃の「田南夷」策に伴うものである。一方嚴助伝の記事は、建元六年（前一三五）の閩越出兵に際して淮南王安がそれを諫めた上書中のものである。この時点ではまだ大内であったが、これに貢酎が輸納されたというのである。注意しなければならぬのは、これが王から皇帝への上書中にある文言ということである。安の上書では武帝の徳と漢皇帝の力が如何に偉大であるか、そして皇帝たるもの三代の至盛と太平を心がけるべきであると説き、それにひきかえ取るに足りない越人のために出兵すべきではない、と述べたものであり、その性格上ここにこそレトリックが多用されているとみるべきである。偉大な漢皇帝と取るに足りないものという対比に注目すれば、安はここで漢の大を強調するために、この時実際に貢酎が大内に入っていたか否かに拘

ならず、当時天子の最大の財庫であつた大内を挙げたものと解されるのである。

さて劉邦の咸陽入城後、蕭何が丞相・御史府から入手した法律図書を基に漢の諸制度はつくられた。この蕭何は高祖時代を通じて丞相・相国として、楚漢の際には軍糧と兵員を高祖に送りつづけたし、財政全般を掌握していた。その指揮下に治粟内史があり、また戦時軍糧確保のため治粟都尉も置かれた。恐らく最初は秦制をそのまま継承し、治粟内史もその名称のままに米穀を主宰したのであろう。しかし高祖四年（前二〇三）八月に算賦を始め、翌五年二月劉邦が漢皇帝位に即き、長安定都を決し、七年（前二〇〇）定都し、蕭何の手で武庫・太倉が造営されるという一連の動きの中で、秦制に改変が加えられ、丞相府が財政運営をより円滑に行うために、少府から公的財庫を切り離す必要を感じ、既に秦代公的財政担当官としての性格を濃くしていた治粟内史に大内を移管し、算賦収入を収蔵させたのであろう。またこの時武庫も少府から中尉へ改属したものとされる。

秦帝国時代巨大な官庁となつた少府は漢代になるとまずこのような形で公的な部分を切り離し、帝室財政担当官化し、一方治粟内史は治粟という名称を継承しつつも、米穀のみならず錢をも扱ふ正に天下の錢穀を掌る国家財政担当

官となり、ここに秦代の未分化な状態から、所謂二元財政が生じたのである。そしてここから前漢一代を通じて進んだ少府の演化が始まつたのである。

この大内の規模を大きくしたのが前述の如く景帝中六年（前一四四）であつた。景帝三年（前一五四）の呉楚七国の乱の後、王国の領域・権限の削減が進む。中三年（前一四七）一月には王国の御史大夫を罷めているが、これは王任命の最高官の廃止であるとともに、御史大夫の担つていた王独自の政策立案権をも奪うものであつた。そして中五年には王から治国の権と任官の権（但し五百石以下は除く）を奪ひ、廷尉・少府等の官を廃し、更に賦と役をも中央に回収した。<sup>(56)</sup>これによつて国家財政の賦錢収入は激増し、これに対処するために治粟内史所屬の大内を二千石に引き上げ、その建物を増築して二つとし、左内官・右内官（令乃至長・丞）がそれぞれ担当するようにした。武帝代に至り、売官・贖罪を行つて財政を補充する必要に迫られた元光年間（前一三四―一二九）、大農令の下、より積極的な財政運営を行つてゆこうとした時、二千石の六内の存在はむしろ障害となり、千石―六百石の令とし、且つ名称も同義の都内に改めた。百官公卿表上では都内は一丞であるが、この改制の時点では元の左右内官令乃至長を左右二丞としたものと思う。以後都内は変ることなく大農・大司農



の最大の財庫であったし、また均輸・平準なども財庫的機能をもった(拙稿D)。

これに対して少内は前述の如く中央・地方の各官庁に少内＝小府＝少府という形で置かれており、また史料の裏付けは得られないのであるが、秦制を継承した以上、少府の御府を少内とも称することがあったものと推測する。そこで少内と呼びうる中央財庫について後漢代の事例を検討したい。

まず『太平経』(『合校』巻六七)に、  
少内之錢財、本非独以給一人也。

とあり、これは天師の真人への教えの中にある言葉であつて、真人は地を治める代表の位置にあるのであるから、この少内は皇帝の少内と読み替へうる。そして鄭玄は『周礼』巻一天官序官で職内に

職内主人也。若今之泉所入謂之少内。  
と注しており、これを検討する必要がある。

後漢末の財庫については拙稿Dで詳述した。大司農の下に部丞帑藏があり、これは前漢代の大内・都内に相当する。

なお後漢にも都内という官はあるが、これは少府所屬の獄官であつた。一方少府に文屬する中藏府は宦官が握り、金銀布帛を取藏する宮中の皇帝の私庫であるが、部丞帑藏に取納された錢財の多くをここに回したもので、官吏の俸錢

及び種々の公的支出も行った公的な性格ももっていた。<sup>(58)</sup> 同く少府に文屬した宦官が握つた御府は布帛・衣服を掌つた財庫であつた。またこれらとは別に皇帝の私庫たる濯龍中藏と、西園(上林苑)中にあつた全くの私庫と言つてよい万金堂があつた。これを前提にして鄭玄注の意味する所を考へてみたい。

『周礼』の大府以下の各財庫は一見整然とした体系があるように見えるが、大府自体が財庫をもつのか? 職内と職幣は財庫でもあるのか? またそれぞれの關係は? など多くの問題があり、鄭玄以下孫詒讓『周礼正義』に至るまで定説がない。そこで様々な食い違いにも拘わらず、『周礼』そのものの官制に従つて解釈すると、大府は諸財物を受納し取藏する府即ち財庫であり、その取藏したもののうち、金玉兵器などを玉府に、良物を内府に、布帛などを外府に取藏し、内府と外府は内・外の對の關係になつてゐる、一方會計を掌る司會の下、文書は司書が、収入は職内が、支出は職藏がそれぞれ担当し、余剩を職幣に取納する、ということになる。

これに対して鄭玄は、大府を大司農に、司會を尚書台に比し、内府は良貨を取藏する宮中の財庫、外府は錢を取藏する宮外の財庫、金玉兵器等を取藏する玉府は式貢の余剩を取納し、職幣は公用支出の余を取納し、職内は収入を主

るもので、それは今の銭が入る所を少内と謂うようなものだとした。この注は「内」が「入」の意であり、そのような「内」字をもつ財庫の例として少内を挙げたもので、あるいは多くの官庁にあった少内をイメージしたかも知れないが、中央財庫においても銭を収蔵したものを別に少内とも称しそれをイメージした可能性もある。また職内から公用に支給する場合は、「貳令」の注に「今の御史が写下する所の本奏の如し。王の可とする所の者は之を書き、某月某日、某甲詔書、某物若干を出だし、某官某事に給すと言うが若し。」とあるように、後漢の御史の文書と同じような貳令を用いて支出するとしている。そして九賦を錢納入頭税と解した彼は外府の所で「布」が「泉」——銭である旨の長い注をつけている。鄭玄のイメージに即せば、大府は大司農、外府が部丞帑蔵に当たり、玉府や内府は御用の物品を収蔵するのであるから、正に濯龍中蔵・万金堂に当たる。ところが職内については大量の銭を収蔵しそれを国用に給するとしつつ、その際御史の文書に相当する貳令によって支出するものとしている。

既に拙稿Dで論じたが、日常的には公的財物を支出する時は、尚書が詔書を受けて文書を作成し、大司農に下して部丞帑蔵から支出した。ところが御漢末には侍御史によって財物を取扱う事例が多くなつたとみられ、西邸での売官

の際などに御史が使われている（『統漢書』五行志一）。『宋書』卷三〇百官志下などには後漢代侍御史の職掌として財務は見えないものの、宮中の蘭台にあった御史は、尚書台が行政全般を指揮していた後漢末にあって、皇帝身邊にありしかも監察官であるが故に、直接皇帝の意を体した仕事に当たることが多くなつたものと思う。当時は宦官が実権者であり、部丞帑蔵を除いて財庫のほとんどを掌握していたのであるが、皇帝がいれば公的に財物の出納を行う時は、侍御史を使うのが皇帝にとって最も具合がよかつたのである。

鄭玄注はこのような後漢末の状況を反映している。とすれば彼が御史による支出と同じ形態を想定している職内は、後漢末、本来的には皇帝の私庫であつて且つ公的な機能を有していた中蔵府こそが彼によってイメージされていたのではなからうか。そしてもし鄭玄注の「少内」が中央財庫の一つの別称でもあるとすれば、大司農部丞帑蔵が大内に、中蔵府が少内に最もよくあてはまるのである。

以上、史料不足の故に推測の域を出ないが、大内に對比される少内とも呼ばれる中央財庫は前漢代では御府、後漢代では中蔵府であつたと考えたい。なお前漢時代、この御府のほか、少府属官の黄門・内者等の宮中諸官も財庫官的役割を果たし、尚方などの手工業担当官も金玉等の財物を収蔵していたことを付け加えておく。

## 結びにかえて

序で提起した問題に対する解答は以上の如くである。推測を重ねつつ、秦漢を通じての大内と少内、及び内史・少府の変遷を跡づけてみた。これら諸官、及び「都官」などをどう理解するかは財政史のみならず秦簡解釈上、非常に重要なキーとなるものであり、私見にとる所があれば幸いである。

なお若干、魏の財庫について述べておく。「晋書」巻二四職官志によれば、少府属官として中黄左右藏令、鄴中黄左右藏丞があり、鄴のものは曹操が鄴府を鄴に置いていたことの名残りであろう。この左右二藏制が後漢の制度の継承であるとすれば、後漢の中藏府も左右二つの建物があった可能性がある。そしてこの魏の中黄左右藏令と鄴中黄左右藏丞の下は、既に大司農が秦代の治粟内史と同様、米穀を主として掌り、農業・屯田を担当する官となっていた時代においては、後漢代のような皇帝の私庫ではありえず、国家の唯一の財庫であった。逆に言えば、後漢代の中藏府が皇帝の私庫である以上に公的な性格を強めていたために、国庫の名として曹操によって選り取られたのである。これを管掌したのは財政全般を担当した尚書台中の金部曹郎であったものと思う。

## 注

- (1) 本稿で用いる財庫というタームは、武器を除く、金銭布帛宝物紙筆墨等を収蔵するものを指し、倉・倉庫は米穀芻粟等を収蔵するものを指す。なお佐原康夫「戦国時代の府庫について」『東洋史研究』四三—一、一九八四年)は、「金銭を納める府、兵器を納める庫、食料を納める倉」とする。
- (2) 大庭「漢の蓄夫」(一九五五年初出。『秦漢法制史の研究』一九八二年所収)。
- (3) A. F. P. Hulswé, "The Ch'in documents discovered in Hu-pei in 1975", *T'oung Pao*, 64 (1978).
- (4) 于「雲夢秦簡所見職官述略」(『文史』八輯、一九八〇年。『于豪亮學術文存』一九八五年所収)。
- (5) 楊「戦国史」(一九八〇年版、一二〇・一二二頁)。「從少府」職掌看秦漢封建統治者的經濟特權」(『秦漢史論叢』一輯、一九八一年)。
- (6) 工藤「秦の内史——主として睡虎地秦墓竹簡による——」(『史学雑誌』九〇—三、一九八一年。以下工藤Aとする)。「睡虎地秦墓竹簡に見える大内と少内——秦の少府の成立をめぐって」(『史観』一〇五冊、一九八一年。以下工藤B)。「戦国秦の都官——主として睡虎地秦墓竹簡による——」(『東方学』六三輯、一九八二年。以下工藤C)。
- (7) 注(2) 大庭説に依っている。
- (8) 越智「前漢の財政について」(九州大学東洋史論集一〇号、一九八二年)。
- (9) 宮崎「古代中国賦税制度」(一九三三年初出。『アジア史研究』一、一九五七年所収)。
- (10) ほぼ水衡都尉や中央の諸校尉などと同秩と考えてよいであろう

- う。
- (11) 大庭「漢王朝の支配機構」(一九七〇年初出。前掲著書所収)。また後述の御史大夫の理解についても多くを負った。
- (12) 拙稿「前漢武帝代の財政機構改革」(『東北大学東洋史論集』一輯、一九八四年。以下拙稿C)。
- (13) 拙稿「後漢の大司農と少府」(『史流』一八号、一九七七年。以下拙稿D)。
- (14) この史料については加藤繁「漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」(一九一八・一九一九年初出。『支那經濟史考證』上、一九五二年所収)及び佐藤武敏「中國古代工業史の研究」(一九六三年、八二・八三頁)も触れている。
- (15) 金谷治「秦漢思想史研究」一九六〇年、四四二頁。
- (16) 袁「秦中央營造的兵器刻辭綜述」(『考古与文物』一九八四(五))。
- (17) 秦は相邦。漢は劉邦の諱を避け相國。
- (18) 工藤元男「睡虎地秦墓竹簡の属邦律をめぐって」(『東洋史研究』四三(一)、一九八四年)。
- (19) 大庭前掲「漢の爵夫」。
- (20) フルスウェ前掲論文。
- (21) 「文物」一九八二・一九・三・一六頁。
- (22) H. Bialenstein, *The bureaucracy of Han Times*, Cambridge, 1980, p. 43. ヴォーレンスタイン氏は「治粟内史は大内とも呼ばれ、その部局は前一四四年に左右内官に分けられたとするが、中二千石の治粟内史と従来比二千石以下であった筈の大内とは明らかに異なる。
- (23) 宣帝紀は廷尉監(千石)とするが、丙吉伝は「以故廷尉監徴」
- とする。
- (24) 低い官秩の者が臨時に兼任した姿。大庭脩「漢の官吏の兼任」(一九五七年初出。前掲著書所収)を参照。
- (25) 「漢書」卷四文帝紀に代王國の邸、同卷六四上朱買臣伝に会稽郡の郡邸と守邸、同卷三七季布伝に河東郡の邸が見える。また王光永「鳳翔県発現羽陽宮銅鼎」(『考古与文物』一九八一(一))には平原郡の郡邸で用いられた銅鼎の例がある。
- (26) 陳直「漢書新証」一九七九年版、二八七頁。なお工藤B注(9)参照。
- (27) 跋「中国地方行政制度史、上、上、秦漢地方行政制度」一九七四年版。
- (28) 中村璋八「五行大義校註」(一九八四年)の原文は「故小府倉出納主餉種」。
- (29) 浜口重國「漢代に於ける地方官の任用と本籍地との関係」(一九四二年初出。『秦漢隋唐史の研究』下、一九六六年所収)。
- (30) 「後漢書」卷七九下儒林・孫堪伝の「御史」は、郡府に謁する時に随従したものであるから、県令の属吏と考えられる。
- (31) 大庭「居延出土の詔書冊」(一九六一年初出。前掲著書所収)。
- (32) 大庭「木簡」一九七九年、一四二頁。
- (33) そのほか二・一・A・D、E[1]:1-3、二八三・四九など。
- (34) 大庭前掲「木簡」一五五頁。
- (35) 睡虎地秦簡については「雲夢睡虎地秦墓」(一九八一一年)の簡番号「睡虎地秦墓竹簡」(一九七八年)の頁数、及びA. F. P. Hulswé, *Remnants of Ch'in Law*, Leiden: E. J. Brill, 1985. の頁数をF何頁としてあげておく。以下同。
- (36) 跋前掲著書一二七頁。
- (37) 陳前掲著書三八七頁。

- (38) 大庭前掲『秦漢法制史の研究』五一・五三頁。
- (39) 江村「雲夢睡虎地出土秦律の性格をめぐって」(『東洋史研究』四〇—一、一九八一年)。
- (40) 同様に秦簡中にあっても、県中央を都とし、「都邑」(九六・九七簡、三九頁。F三八・三九頁)、「都倉番夫」、「都亭番夫」(三一九—三二二簡、一三三・一二四頁。F九八・九九頁)と称しており、漢の都亭はそれをうけたものであろう。
- (41) 王国の例は百官公卿表上諸侯王条のほかに「春秋繁露」止雨篇にもある。
- (42) 秦簡中の「上」は、名詞の場合は朝廷を意味することが多い。
- (43) 江村治樹前掲論文参照。
- (44) この問題の詳細は秦漢時代の鈹の問題を検討する際に述べる予定。
- (45) 佐原康夫前掲論文参照。
- (46) 『漢書』卷七〇陳湯伝に「単于下騎、伝戦大内」とあり、顔師古は「大内、単于之内室也」と注している。
- (47) 『考古』一九八一—二、一三〇頁など。
- (48) 「青川県出土秦更修田律木牘—四川青川県戦国墓発掘簡報」(『文物』一九八二—一)。
- (49) 佐原康夫前掲論文参照。
- (50) 漢代の例は『史記』卷一二二酷吏列伝にある。
- (51) 官制改革以前の御史は、前漢代の尚書と同様(拙稿「中国古代中世の老人優遇策—王杖十簡と侍丁—」、『東北大学教養部紀要』四一—号一、一九八四年)、詔書と法令を所蔵しており、それが秦律十八種尉雜(二六六簡、一〇九頁。F九〇頁)に反映しているのであろう。
- (52) 漢初の内史が中二千石であったことは拙稿C参照。
- (53) 越智前掲論文。
- (54) 于前掲論文。
- (55) 拙稿「均輸平準と桑弘羊—中国古代における財政と商業—」(『東洋史研究』四〇—三、一九八一年)参照。
- (56) 宮崎市定前掲論文。拙稿B及び拙稿「漢代の算と役」(『東北大学教養部紀要』二八号、一九七八年)。
- (57) 吉川忠夫「六朝精神史研究」一九八四年、一〇四頁。
- (58) 少府職属の守宮も紙筆墨等を収蔵する財庫でもあった。  
(一九八七年三月三〇日稿)